

○七尾市子ども医療費給付条例施行規則

平成16年10月1日

規則第92号

改正 平成17年4月1日規則第37号

平成17年6月28日規則第40号

平成18年3月31日規則第12号

平成19年3月30日規則第12号

平成20年9月1日規則第33号

平成21年3月25日規則第9号

平成23年3月23日規則第6号

平成24年3月23日規則第8号

平成25年3月26日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、七尾市子ども医療費給付条例(平成16年七尾市条例第139号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付の期間)

第2条 子ども医療費の給付期間は、条例第2条第1項に規定する子どもの期間とする。

(給付の申請)

第3条 条例第5条に規定する給付の申請は、子ども医療費給付申請書(別記様式)によるものとする。

(給付金の支払)

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る給付の額を決定し、速やかに申請者に支払うものとする。

2 給付は、診療を受けた日から起算して1年に達した日の属する月の末日までに申請があった場合に行うものとする。

(届出事項)

第5条 条例第3条に規定する給付対象者は、自己又はその保護する子どもについて住所の変更又は加入保険の変更があったときは、子ども医療費給付申請書(別記様式)を速やかに市長に提出するものとする。

(調査)

第6条 市は、石川県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱(昭和53年石川県公発第424号)に基づく乳幼児医療費に係る補助金の交付申請を行うときは、その申請の審査に必要な受給資格者及びその配偶者の所得等の調査を行うことができる。

2 市は、前項の調査を行うときは、受給資格者に対し同意を得よう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の七尾市乳幼児養育医療費給付条例施行規則(昭和48年七尾市規則第21号)、田鶴浜町乳幼児医療費給付に関する条例施行規則(平成6年田鶴浜町規則第8号)又は能登島町乳幼児医療費給付に関する条例施行規則(昭和48年能登島町規則第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年4月1日規則第37号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前までに支払われた医療費に対する給付については、なお従前の例による。

附 則(平成17年6月28日規則第40号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前までに支払われた医療費に対する給付については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月31日規則第12号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに支払われた医療費に対する給付については、なお従前の例による。

附 則(平成20年9月1日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月25日規則第9号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月23日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の七尾市子ども医療費給付条例施行規則の規定は、平成23年4月1日以後の医療費に係る一部負担金等について適用し、同日前の医療費に係る一部負担金等については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月23日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の七尾市子ども医療費給付条例施行規則様式第5号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成25年3月26日規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に交付されている乳幼児受給資格証は、改正後の七尾市子ども医療費給付条例施行規則の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

